

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会役職員等慶弔規程

第1条 本会の役職員等の慶弔について、次のとおり定める。

第2条 慶弔の基準は、次のとおりとする。

- (1) 全国社会福祉協議会会長以上の表彰・叙勲・褒章を受けたときは、10,000円相当の記念品を贈る。ただし、生存者に限る。
- (2) 理事、監事、顧問、評議員、支所運営委員、支部長及び常勤職員が14日以上入院した場合は、見舞金5,000円をする。
- (3) 理事、監事、顧問、評議員、支所運営委員、支部長、常勤職員及び多額寄付者（法人200万円以上、個人100万円以上寄付した者をいう。）が死亡したときは、弔電及び香典10,000円または香典相当額の供花をする。
- (4) 支部役員・（地区）福祉委員が死亡したときは、弔電をする。
- (5) 理事、監事、顧問、評議員、支所運営委員、支部長及び常勤職員の配偶者及び同居の親が死亡したときは、弔電及び香典5,000円または香典相当額の供花をする。また、同居でない親及び同居の親族が死亡したときは、弔電をする。
- (6) 常勤職員が結婚したときは、祝電及び祝金10,000円をする。
- (7) 常勤職員が出産したときは、祝金5,000円をする。

第3条 この規程に定めのないものについては、正副会長会で協議し、会長が決定する。

附 則

この改正規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年2月28日から施行する。